

## 2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

誓約事項	<p>登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> 登録を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をい。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li><li>二 禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して1年を経過しない者</li><li>三 法第26条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者</li><li>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</li><li>五 精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</li><li>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が一から五までのいずれかに該当するもの</li><li>七 法人であつて、その役員又は使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの</li><li>八 個人であつて、使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの</li><li>九 暴力団員等がその事業活動を支配する者</li></ul> <p>※ 登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該者の法定代理人は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> 法定代理人が、上記一から五までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。</p>
------	--